

各 位

鬼北町長 兵頭誠亀
(公印省略)

子ども医療費受給資格証の交付対象年齢拡充について

令和7年4月1日から、子ども医療費の受給資格証の交付対象年齢を18歳の年度末(18歳になった日以後の最初の3月31日)まで拡充します。

1 必要な手続き等

(1) 平成19年4月2日～平成21年4月1日生まれのお子さんの場合

令和7年1月下旬に申請書を送付します。申請受け付け後、令和7年3月下旬に新しい受給資格証を送付します。

(2) 現在、受給資格証を持っているお子さん(0歳から中学3年生まで)の場合

申請不要です。有効期限が延長された新しい受給資格証を令和7年3月下旬に送付します。

2 Q&A

1 高校生の子どもが令和7年4月1日以降に医療機関を受診する際は、どうすればよいですか？

現在は、高校生については医療費を一旦自己負担していただき役場へ請求していただいておりますが、令和7年4月1日以降は中学生以下のお子さんと同じように、医療機関を受診する際に受付窓口に子ども医療費受給資格証を提示してください。

2 現在、子どもが高校生ですが、令和7年3月31日までに受診し、自己負担した医療費はどうすればよいですか？

役場町民生活課又は日吉支所窓口で現行どおり請求手続きを行ってください。受診した日の属する月の翌月の初日から起算して3年以内であれば請求できます。(例：受診日が令和7年3月21日の場合は、請求期限は令和10年3月31日となります。)

3 ひとり親家庭医療費受給者証を持っている場合はどうなりますか？

ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療、生活保護等の他の公費負担医療制度によって既に助成されている場合は、引き続き今の制度で助成します。

4 学生でない場合も対象になりますか？

学生でない場合も18歳になった日以後の最初の3月31日まで対象になります。就労や結婚をしている場合も対象です。

問い合わせ

鬼北町役場 町民生活課 福祉係 担当：桂
電話：0895-45-1111 (内線 2119)